

農林水産部発注工事等（農業農村整備事業）に係る積算基準等の一部改定について

公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、最新の実績を踏まえ、下記のとおり積算基準等を改定します。

記

1 改定内容

- 現場管理費率の改定
- 現場環境改善費率の改定
- 中山間地域における現場管理費率および共通仮設費率の補正係数の改定
- 業務委託の地質調査業務における諸経費率の改定

（参考）

- ・農林水産省の土地改良事業等請負工事積算基準等（令和6年4月1日から適用）に準拠

2 実施時期

令和6年5月1日より適用